平成２８年（フ）第２９１号
奈良市中山町120番地
債務者　濱口　　章
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２９８号
奈良市横井１丁目699番地の１　７号
債務者　上石丸真也
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３０９号
奈良市大安寺３丁目９番14―302号
債務者　三根　一世
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３３４号
奈良市藤ノ木台２丁目28番25―101号
債務者　長谷川幸子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３３９号
奈良市北永井町388番地の１　セジュール壱番館202号
債務者　河原　　舞（旧姓原）
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１９３号
奈良県大和高田市南今里町11番４号、前住所兵庫県明石市鳥羽1518番地の５
債務者　古賀　昌之
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
鳥取県鳥取市鹿野町鹿野636番地
債務者　兒島　裕太
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３４号
鳥取県境港市清水町750番地１
債務者　山本　初枝
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第６７４号
広島市南区宇品海岸１丁目１番４―201号
債務者　中田　和也
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６８７号
広島市安佐北区可部７丁目６番29―102号
債務者　河原田靖子
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１００号
愛媛県新居浜市泉宮町９番132号
債務者　丸山　翔悟
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１０１号
愛媛県新居浜市泉宮町９番132号
債務者　丸山　飛香
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１０３号
愛媛県四国中央市中曽根町1672番地１　ＺＥＲＯビル　303号、旧住所香川県高松市木太町3617―１
債務者　板倉　良之
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１０７号
愛媛県新居浜市桜木町16番344号
債務者　成末　英二
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第６１号
愛媛県今治市玉川町別所甲３番地28、前住所高知市桟橋通４丁目１番15号　第４つくもコーポ410
債務者　中野　祐作
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第７３号
福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋1686番地19、前住所福岡県飯塚市大日寺414番地119
債務者　和田　光生
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第７４号
福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋1686番地19、前住所福岡県飯塚市大日寺414番地119
債務者　和田千代乃
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第４１２号
熊本市東区長嶺南７丁目16番98―101号　ブラウン長嶺
債務者　髙木　義紀
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係